

受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

1. 改正の趣旨

- 受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 457 号。以下「本指針」という。）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「建設労働法」という。）第 44 条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第 3 章第 1 節及び第 3 節の規定により受入事業主（※）が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

※ 送出事業主の雇用する送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者。

- これらの規定を含む、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により整備された各規定は、同法の施行後 5 年を目途として見直すこととされており、令和 7 年 2 月から労働政策審議会職業安定分科会・雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会において見直しの議論が行われてきた。
- 今般、同部会における報告（「雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けた取組の強化について（報告）」）を受け、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）の改正が行われたことを踏まえ、本指針についても所要の措置を講ずる。

2. 改正の概要

- 受入事業主が、建設労働法第 2 条第 11 項に規定する事業主が常時雇用する建設業務労働者であって、建設業務労働者の就業機会確保の対象となるもの（以下「送出労働者」という。）について利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないこととされている施設に「駐車場」が含まれる旨を明確化する。（第 2 の 9(1)）
- 受入事業主は、建設労働法第 31 条第 1 項に基づき建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた構成事業主（以下「送出事業主」という。）からの求めに応じて、送出労働者の業務の遂行状況の情報を提供する等、当該送出労働者の職務の評価等に協力をするように配慮しなければならない旨を記載する。（第 2 の 9(1)）
- 送出事業主による建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額に係る交渉に一切応じない場合や、送出事業主が読替え後の労働者派遣法第 30 条の 3 又は第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく賃金を確保するために必要な額を受入事業主に提示した上で建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額に係る交渉を行ったにもかかわらず、その額が当該必要な額を下回る場合は、読替え後の労働者派遣法第 26 条第 11 項の規定の趣旨を踏まえた対応とはいえない旨や、送出事業主が、送出労働者の待遇の改善を進める観点から、経済・物価動向及び賃金動向を勘案して賃金を決定することが想定される旨の留意事項を記載する。（第 2 の 9(2)）
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 読替え後の労働者派遣法第 47 条の 12

4. 適用期日等

- 告示日 : 令和 8 年 8 月中旬 (予定)
- 適用期日 : 令和 8 年 10 月 1 日